

	意見	事業者見解
総論	<p>(1) 対象事業実施区域等の設定 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>今後の事業計画の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、その結果を環境影響評価図書に反映するよう努めます。</p>
	<p>(2) 累積的な影響 本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれら風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>想定区域の周辺の他事業者による風力発電所について、環境影響評価図書等の公開情報の収集や、他事業者との情報交換等に努めます。</p> <p>累積的な影響については、可能な範囲で、適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電機等の配置等を検討してまいります。</p>
	<p>(3) 事業計画の見直し 上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電機等の配置等の再検討等の事業計画の見直しを検討いたします。</p>
	<p>(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。</p>	<p>今後の事業計画の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行い、方法書以降の手続きを実施いたします。</p> <p>また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行い、事業への理解を得られるように努めます。</p>
	<p>(5) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を最優先とし、代償措置を優先的に検討することがないように努めます。</p>

	意見	事業者見解
	<p>(1) 騒音に係る影響</p> <p>想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の事業計画の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月26日環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、風力発電機稼働時における騒音による住居等への影響について調査、予測及び評価を行い、その影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
各論	<p>(2) 風車の影に係る影響</p> <p>想定区域の周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の事業計画の検討に当たっては風力発電機の影による住居等への影響について最新の知見や先行事例等を踏まえ調査、予測及び評価を行い、その影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
	<p>(3) 鳥類に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。また、想定区域の周辺には、カモ類等の越冬地となっている「北潟湖」やハチクマ等の猛禽類の渡りの集結地となっている「刈安山」が存在するほか、想定区域及びその周辺は、「片野鴨池」と「坂井平野」を往来するガン類、ハクチョウ類の移動経路となっている可能性があることから、これら鳥類への風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の事業計画の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を仰ぎつつ、適切な調査、予測及び評価を検討していきます。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>

	意見	事業者見解
各論	<p>(4) 景観に対する影響</p> <p>想定区域の周辺には、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された越前加賀海岸国定公園が存在しており、同国定公園の利用施設計画に位置づけられた「北潟湖畔園地」、「北潟湖周遊線道路（車道）」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。</p>	<p>今後の事業計画の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電機の配置等を検討することによって重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p> <p>また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、国定公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等との意見聴取に努めます。</p>